


所管部課	企画財政部行政管理課	部長	並木 俊則	
件名	東大和市行政改革大綱検討部会設置要領について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1 要 旨</p> <p>東大和市第5次行政改革大綱ならびに同推進計画の策定にあたり、東大和市行政改革推進本部要綱（昭和60年訓令第21号）第3条第2項の規定に基づき、同本部の下に必要な事項を調査検討する部会を設置することとし、当該部会の設置に関し必要な事項を定める要領を制定するものである。</p> <p>（1）東大和市行政改革大綱検討部会</p> <p>① 所掌事務 行政改革大綱の策定に関して本部長が必要と認める事項について調査検討し、その結果を本部長に報告する。</p> <p>② 組織 企画財政部、総務部、市民部、子ども生活部、福祉部、環境部、都市建設部、学校教育部及び社会教育部から推薦された副参事の職層にある者をもって組織する。</p> <p>（2）施行日 市長決裁日から施行する。</p> <p>2 影響及び効果</p> <p>東大和市第5次行政改革大綱ならびに同推進計画に係る検討を効率的に進めることができる。</p> <p>2 経 過（現在に至るまでの経過）</p> <p>○ 平成27年12月16日（水） 市長指示伺い済 ○ 平成27年12月24日（木） 東大和市行政改革推進本部会議にて審議済み</p> <p>3 留意事項（問題点等）</p> <p>4 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、起案処理を進めたい。</p> <p>5 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。